

ナカツタノデ全市ヲ四地區ニ分ケテ争議團ヨリ動員陳情スルコト。

區會議員モ動キ出シタノア道宜陳情スルコト。

(心)陳情ノ要旨ハ先ツ整理案ニ付スル賛否ヲ質シ整理案反対議員ニ付シテ今後一層ノ後援ヲ望ミ賛成議員ニ付シテハ整理案、内容ヲ具体的ニ説明シ当局

、四割六分、債下アル事ハベテボ一、ナ偽謠ヲ曝露シ陳情スルコト。

(4)陳情團八十名一組トシ適當ナル統率者ヲ付ケルコト。

(5)區ハたノ如ク分ケルコト。

城東、

深川、本所、荒木下谷、城東向島、足立、荒川、江戸川、葛飾

城北、

神田、本郷、小石川、豊島、王子、荒川、板橋、

城西、

麹町、四谷、赤坂、牛込、表揚中野、杉並、荻窪、古田、谷

城南、

日本橋、京橋、芝、呑川、麻布、浦田、大森、荏原、目黒

(6)市會議員、

區會議員住前氏名ハ各地區ニテ調査スルコト。

以 上

罷業六日、全争議員ハ健斗ヲ心カラ祝福スル。

首腦部、一ヶ月持久戰、指令ニヨリ各争議團ハ可成經費ヲ節約シテ居ルコト、

蔡スル。

其ノ為メ粗食榮養ノ不足ヲ未スコトハ半争力ニモ影響スル如大ニシテ、

適時ニ應ジテ豚肉ノ味噌汁等を作リ榮養不良ヲ未サヅル様

特庄意セラレ度シ

以

上

## 別記(二) 聲明書

總罷業開始以來茲に六日。此間五百萬市民並に一般社會に及ぼした御迷惑を多謝す。

斯かる実情を他所に譲りを犯すに大膽にして誤りを改めるに至るの襟度有き當局理事者の態度を遺憾とす。新聞紙上々報道によれば監督官廳は強制調停を宣告すべく目下準備中なりと云ふ。

勿論我々と虽も法律の發動に付しては好むと好まざるに不拘法政國々民の義務としても之に應ずる外はない。

しかし乍ら假令調停委員會が開設されたとするも當局理事者が大膽率直にその非を認め雖然として紛議の根源たる暴壓禁及び紛争過程に起きた一切の附隨的問題を撤除し全く自殺の立場に逐つて公正の立場から眞り市廳更生案樹立の為に胸襟を開いて協議するの雅量を示さざる限り我々は断乎としてストライキを